

道元禪師の出家在家の問題に関する一試論

——入越前後の説示變化に關連して——

石 井 清 純

道元禪師の出家者と在家者の扱いについては、從來より寛元元年（一二四三）の入越を境とした説示内容の變化を踏まえた形で、多くの論考がなされている。今ここで個々にその内容を分類紹介することはできないが、未だに兩論相半ばして決着を見ていないのが実情といえよう。

しかるに、それらの論考について検討してみるに、それらは、一様に仮名『正法眼藏』のみを中心に論じられていることが指摘できる。そしてさらには、禪師の態度の變化を、入越という一契機に限定して論じるといふ傾向が窺われるのである。

本論の目的とするところは、この二点に關して疑義を呈し、道元禪師の出家在家に關する説示に新たな観点から、問題を提起することにある。

何故このような問題を再提起しなければならないのかというに、それは『永平広録』巻二―七に収録される大仏寺（永

平寺）語録の存在による。問題となる入越前後を中心に、『永平広録』の上堂回数と、仮名『正法眼藏』の示衆卷数（示衆年代の分かるもののみ）を年代別に比較してみると、それは次のようになる。

年代	眼藏示衆卷数	上堂回数
仁治二年以前	12	78 (79)
同 三年	11	26
寛元元年 (入越前)	5	21 (22)
同 (入越後)	21	0
同 二年	12	0
同 三年	5	15
同 四年	1	74
宝治元年	0	35
同 二年	0	52
建長元年以後	1	281

このうち、入越以前に行なわれた上堂は、当然すべてが興聖寺におけるもので、『永平広録』巻一に収録されるものである。そして、入越の後、寛元二年までの間、上堂は一時中断され、『正法眼蔵』の示衆のみが精力的に行なわれていることが分かる。注目すべきは、その後の説示形態の移行である。すなわち、大仏寺に入った翌年の寛元三年以降、禪師の説示は仮名『正法眼蔵』ではなく、『永平広録』に収録される上堂が中心となってゆくのである。つまり、この一覧表を見るだけでも、説示形態に二度の変化を見ることができるといえる。

筆者は、道元禪師の後半生の説示の記録として、この上堂語に注目し、その内容について、公案解釈を頼りに七十五巻本『正法眼蔵』との比較検討を行なってきた。そしてそこから、晩年の上堂が、具体的な行のあり方、つまり現実の叢林生活における実践に重点をおいたものとなっており、それが説示対象として会下の僧侶、すなわち出家者のみを意識したものであった可能性が極めて高いことを指摘したのである（公案解釈から見た『永平広録』上堂の性格——七十五巻本『正法眼蔵』との対比から——『曹洞宗宗学研究所紀要』第一号、昭和六十二年）。

これは、叢林の行持の一環として行なわれる上堂の持つ基本的性格ともいえるものであるが、この時期に、そのような

道元禪師の出家在家の問題に関する一試論（石井）

説示の移行が行なわれたことは、禪師の出家在家の問題を考えるに当たって、決して無視することのできないものといえる。そして、それが行なわれたのが、入越直後ではないという事実を考えると、従来いわれてきた寛元元年を契機とした思想変化だけでは、禪師の思想は捉えきれないものであるといわざるを得ない。

このような観点から、以下、従来いわれる入越前後の説示について論じてゆくことにする。

以前から指摘されている、在家成仏を認める内容を有する道元禪師の著述は、代表的なものとして寛喜元年（一二三二）の「弁道話」、仁治元年（一二四〇）の「礼拝得髓」が挙げられる。その他、天福元年（一二三三）には俗弟子楊光秀に与えた「現成公案」の存在も認められる。これに反して、出家主義を唱えるものは、寛元二年（一二四四）の「三十七品菩提分法」と同四年の「出家」である。

以上のように見ると、それは一応寛元元年を間に挟んでいる。しかしこれに入越以後の『正法眼蔵』のその他の巻の示衆巻数を合わせてみると、入越以後、「三十七品菩提分法」の示衆までの間には、既に二十六巻が示衆されており、なおかつその中には「発無上心」のように、造仏造塔の功德を説くものも存在し、一概にそれが、入越を境に一転したとは言えないのである。

さらにそれを、懷奘の書写年代から見てゆくことにする。それにあたつてまず、仁治二年示衆の「神通」の巻と、寛元二年に示衆された「三十七品菩提分法」の巻における龐居士の因縁に対する禪師の拈提二例を以下に示すことにする。

△神通▽ 龐居士蘊公は、祖席の偉人なり。江西・石頭の兩席に參學せるのみにあらず、有道の宗師におほく相見し、相逢しきたる。

△道元禪師全集上、三一七頁

△三十七品菩提分法▽ 龐居士が祖席に參歴せし、藥山の堂奥をゆるされず、江西におよばず。ただわづかに參學の名をぬすめりといへども、參學の実あらざるなり。

△道元禪師全集上、五一二頁

明らかに、この兩巻は同一人物に対して全く正反對の評価を下している。そして前者は入越前の示衆、後者は入越後であつて、いかにも入越を期に思想的变化があつたように見える。しかし、これを書写年代によつて見れば、兩巻ともに入越後の寛元二年に書写されているのである。

さらに、この他の在家居士を肯定する内容を持つ巻々を見てもみることにする。それには「仏性」「空華」「光明」「行持」「慙慙」「溪声山色」「諸惡莫作」「伝衣」の八巻が、相当するのだが、これらは確かに示衆は総て入越以前になされたものであるものの、そのうち、「空華」「光明」の二巻が、寛元二

年の書写奥書を有しているのである。そしてこの寛元二年という年は、先の表からも分かるとおり、眼蔵の示衆のほとんど終了した年であり、かつ、懷奘の書写も、一巻を残すのみとなつている。その点から考えれば、仮名『正法眼蔵』においては、その示衆、書写のほとんど終了する時点においてまで、在家居士の否定と肯定とが、併存していたといえるのである。

すなわち、再治、書写の可能性を考えると、仮名『正法眼蔵』においては、寛元元年のみならず、そこから年代を逐つた思想的变化を汲み取るうとすることはかなり難しいといわざるを得ない。

以上のように、道元禪師の出家在家の問題に関する説示の転換を、仮名『正法眼蔵』のみで捉えるべきではなく、その後の、上堂の再開をふまえて考えるべきこと、そしてそれに伴つて、禪師の思想的転機を、入越のみに限定し得ないことについて論じてきたのであるが、それでは、内容的に相反する説示が同時に存在したことをどのように理由付けてゆくか、ということになる。

それについては、まず『正法眼蔵隨聞記』巻四に見られる、次の一説を提示しておきたい。

一日僧来テ問「學道用心」次、示云、學道ノ人ハ先須「貧」。財多ケレバ必其志ヲ失ナフ。在家學道ノ者、猶財宝ニマトハリ、居所ヲ貪

リ、眷属ニ交レバ、直饒其ノ志アリト云ヘドモ、障道ノ縁多シ。
古来俗人ノ参ズル多ケレドモ、其中ニヨシト云ヘドモ、猶僧ニハ
不_レ及。：(中略)：龍公ハ俗人ナレドモ、僧ニオトラズ禅席ニ名
ヲ留タルハ、：(中略)：俗ナレドモ如_レ是財ヲステテコソ、禅
人トモ云ハレケレ。何況ヤ一向ニ僧ハスツベキ也。

『道元禅師全集』下、四六四～四五頁

これは、引用の冒頭に見られるように、学僧に対する説示である。そこにおいて禅師は、財宝を捨ててまで、仏道に身を委ねた例として龐居士を挙げ、それを讃えているのであるが、その前提として、俗人はあくまで出家者には及ばないと述べていることに注目すべきである。

この説示の対極にあるものとして、次の『永平広録』巻八、第十四法語が挙げられる。

龐公明於鏡磚之方、探_ニ関于光宅源耽令、肅宗并_ニ玉石之
蹤、雖是先哲之行履、亦能晚進之照子也。士大丈夫、及_ニ見_ニ知
識、先問_ニ一、則因縁、直須、留心、勤学。

『道元禅師全集』下、一六三頁

この法語は、傍線部にあるように、俗の役人に与えたものであって、そこでは古来の得道の居士は全面的に認められるのである。そしてなおかつこの法語は、傍点部の通り公案の依用を勧める、という他に例の少ない内容を示している。

この両者の内容と、「神通」・「三十七品菩提分法」両巻の書

道元禅師の出家在家の問題に関する一試論(石井)

写段階における同時存在等とを合わせ考えるとき、道元禅師における出家者と在家者に対する意識は、対機の問題とも関連して、一本化され得ない別個のものとして取り扱われていた可能性が指摘できよう。

このことから、従来より言われている説示傾向、そして最終的にそれが会下の大衆を対象とした上堂に絞られてゆく、という流れを意味付けると、それが、道元禅師会下における出家者と在家者との比重の変化が一因となっていたのではないか、という推測が成り立つ。すなわち、説示傾向が次第に出家者中心となっていたのは、種々の環境の変化による、その必要性に起因するものと思われるのである。

このような観点から出家者と在家者の位置付けを考えてゆくと、重要視されねばならないのは、僧団の経済的基盤としての外護者の存在である。これについては、道元禅師においても、鎌倉行化、大蔵經安置の書状に対する上堂など、波多野氏に対する具体的対応が認められるのである。この外護者と僧団との関係を明らかにしてゆくことが、禅師の、特に晩年における在家者に対する意識を規定する手がかりになるのではないだろうか。

ハキワード▽『正法眼蔵』、『永平広録』、出家・在家、波多

野氏

(曹洞宗宗学研究所所員)